

変更後技術指針（案）の主な変更点

- 1 環境影響評価を進める手順に従い、時系列的に再構成した。
- 2 現行技術指針の記述で、時系列的な整合が図られていない事項、条例の規定と重複している事項等を削除、整理した。（例：選定項目の重点化、事後調査記載内容など）
- 3 国の主務省令（平成 18 年 3 月改正）で新たに規定された事項について、その内容を検討し、必要に応じ、その考え方を導入し、追加した。（資料 2 実線下線）
- 4 条例において技術指針において示すとされていた方法書等の記載内容について、新規に追加したほか、これまでなかった趣旨等を記載し、環境影響評価を進める上での目的等を明示した。（資料 2 点線下線）

【変更案構成図】

